飼育動物診療施設届出事項変更届

年 月 日

茨城県知事

殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 診療施設の名称及び開設場所

名 称

開設場所

2 変更年月日

年 月 日

- 3 変更事項
- (1)変更項目
- (2) 変更内容 変更前

変更後

【注意事項】

- 1 この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行うこと。
- 2 変更事項は、以下の①~⑨の中から該当項目を選択の上、(1)に記載し、変更前と変更後の内容について(2)に記載すること。
 - ① 開設者の住所及び氏名
 - ② 診療施設の名称
 - ③ 住居表示の変更
 - ④ 診療施設の構造設備
 - ⑤ 管理者の氏名及び住所
 - ⑥ 診療業務を行う獣医師の変更
 - ⑦ 診療業務の種類
 - ⑧ 法人の定款
 - ⑨ 放射線診療装置関係

なお,変更項目が④の場合は診療施設の平面図の写しを,⑤又は⑥の場合は獣 医師免許証の写しを添付すること(要原本確認)。

また複数の施設で管理者を行う場合は⑤を選び、施設毎の診療日等を記載する。

- 3 放射線診療装置関係の変更事項は、次のものを指す。
 - (1) 放射線診療装置等の新規導入・更新・廃止
 - (2) 放射線診療装置使用室の構造設備の変更
 - (3)予防措置の変更
- 4 放射線診療装置関係の変更の場合、様式第 5 号の $1\sim6$ のいずれかを添付すること。